

## 建設コンサルタント等委託業務における低入札調査基準価格の見直しについて

平成29年4月1日以降に指名通知を行う委託業務に係る入札から低入札調査基準価格及び数値的判断基準(失格基準)の算入率を、次のとおり見直します。

### <見直しの内容>

#### (1) 調査基準価格の改正

(土木関係建設コンサルタント業務)

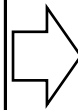
| 現 行  |            |
|--|------------|
| ①直接人件費   | 100%       |
| ②直接経費  | 100%       |
| ③その他原価   | 90%        |
| ④一般管理費等  | <b>45%</b> |
| 合計額＝調査基準価格   |            |
| ※合計が、予定価格の6/10に満たない場合は6/10の額を、8/10を超える場合は8/10を調査基準価格とする。 |            |



| 改 正 後  |            |
|--|------------|
| ①直接人件費   | 100%       |
| ②直接経費  | 100%       |
| ③その他原価   | 90%        |
| ④一般管理費等  | <b>48%</b> |
| 合計額＝調査基準価格   |            |
| ※合計が、予定価格の6/10に満たない場合は6/10の額を、8/10を超える場合は8/10を調査基準価格とする。 |            |

(測量業務)

| 現 行  |            |
|--|------------|
| 予定価格の6/10から8/10の範囲内                                      |            |
| ①直接測量費   | 100%       |
| ②測量調査費   | 100%       |
| ③諸経費   | <b>45%</b> |
| 合計額＝調査基準価格   |            |
| ※合計が、予定価格の6/10に満たない場合は6/10の額を、8/10を超える場合は8/10を調査基準価格とする。 |            |



| 改 正 後  |            |
|--|------------|
| 予定価格の6/10から8/10の範囲内                                      |            |
| ①直接測量費   | 100%       |
| ②測量調査費   | 100%       |
| ③諸経費   | <b>48%</b> |
| 合計額＝調査基準価格   |            |
| ※合計が、予定価格の6/10に満たない場合は6/10の額を、8/10を超える場合は8/10を調査基準価格とする。 |            |

## (2) 数値的判断基準(失格基準)の改正

### (土木関係建設コンサルタント業務)

| 現 行  |
|--|
| 入札価格が次の場合は失格とする。<br>入札価格 < (調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均入札価格) × 0.9<br>※調査基準価格を下回る価格での入札者が3者未満の場合は、下位3者とする。<br>ただし、次の場合は、この限りではない。<br>入札価格 ≥ 直接人件費 × 0.85 + 直接経費 × 0.85 + その他原価 × 0.9 + <b>一般管理費等 × 0.45</b> |

| 改 正 後  |
|--|
| 入札価格が次の場合は失格とする。<br>入札価格 < (調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均入札価格) × 0.9<br>※調査基準価格を下回る価格での入札者が3者未満の場合は、下位3者とする。<br>ただし、次の場合は、この限りではない。<br>入札価格 ≥ 直接人件費 × 0.85 + 直接経費 × 0.85 + その他原価 × 0.9 + <b>一般管理費等 × 0.48</b> |

### (測量業務)

| 現 行  |
|--|
| 入札価格が次の場合は失格とする。<br>入札価格 < (調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均入札価格) × 0.9<br>※調査基準価格を下回る価格での入札者が3者未満の場合は、下位3者とする。<br>ただし、次の場合は、この限りではない。<br>入札価格 ≥ 直接測量費 × 0.85 + 測量調査費 × 0.85 + <b>諸経費 × 0.45</b> |

| 改 正 後  |
|--|
| 入札価格が次の場合は失格とする。<br>入札価格 < (調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均入札価格) × 0.9<br>※調査基準価格を下回る価格での入札者が3者未満の場合は、下位3者とする。<br>ただし、次の場合は、この限りではない。<br>入札価格 ≥ 直接測量費 × 0.85 + 測量調査費 × 0.85 + <b>諸経費 × 0.48</b> |

<問合せ先>

富山県土木部管理課入札・契約係  
TEL 076-444-3309